

地域経済を牽引する事業者への

支援施策 「地域未来牽引企業」も積極的にご活用ください! 第4次產業革命 成長ものづくり 観光・スポーツ・
文化・まちづくり ヘルスケア

〕支援施策

経営課題に応じて、様々な支援措置があります!

ヒト(人材)

● 専門家(グローバル・コーディネーター(※))などが、成長分野に進出するための事業化戦略 **の策定や販路開拓などを支援**します。 【地域中核企業ローカルイノベーション促進事業】

※アクセンチュア(株) 相談役 程 近智氏、(株)ローランド・ベルガー 元日本代表 森 健氏など

モノ (設備投資)

◆ 先進的な事業に必要な設備投資に対して、減税措置が受けられます。

	対象設備	特別償却	税額控除
	機械装置·器具備品	40%	4%
	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物		20%	2%

- ※事業計画の承認を受けることに加え、当該事業の先進性などについて国の確認を受けたものが対象です。
- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度です。
- その他、国の確認の要件など詳細については、地域未来投資促進法ウェブサイトをご覧ください。

規制の特例 等

- **農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置**があります。
- 工場立地法の緑地面積率等の緩和などの措置があります。

その他

- 地域団体商標の登録料の減免、中小企業信用保険法の特例等を受けることができます。
- **固定資産税等の減免や地方創生推進交付金を活用した支援**などを実施する自治体を 国が支援します。
- ※自治体が行う固定資産税等の減免や地方創生推進交付金を活用した支援の内容については、各都道府県・市町 村におたずねください。

○ 支援を受けるためには

- ●「地域未来投資促進法」に基づく計画承認が必要です。
- 具体的には、自治体が作成する基本計画に基づき
 - ①地域の特性を生かして、
 - ②高い付加価値を創出し、
 - ③地域の事業者への経済的効果を有する

事業について、都道府県が承認を行います。

<お問い合わせ先>

経済産業省 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室

Tel: 03-3501-1587

事業を実施する地域の経済産業局もご相談に応じています。

• 北海道経済産業局 地域未来投資促進室(総務企画部企画調査課内)

Tel: 011-709-1776

• 東北経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部 地域経済課内)

Tel: 022-221-4876

● 関東経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部企業立地支援課内)

Tel: 048-600-0272

• 中部経済産業局 地域未来投資促進室

東海担当(地域経済部地域振興室内)

Tel: 052-951-2716

北陸担当(電力・ガス事業北陸支局地域経済課内)

Tel: 076-432-5518

近畿経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部 地域開発室内)

Tel: 06-6966-6012

• 中国経済産業局 地域未来投資促進室 (産業部 産業振興課内)

Tel: 082-224-5638

• 四国経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部 新規事業室内)

Tel: 087-811-8516

• 九州経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部企業成長支援課内)

Tel: 092-482-5435

● 内閣府沖縄総合事務局 地域未来投資促進室(経済産業部企画振興課内)

Tel: 098-866-1727

く参考>

地域未来投資促進法ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/sme chiiki/chiikimiraitoushi.html